

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年9月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600002号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600198号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(4万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600491号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600036号

第1 結論

昭和55年*月から昭和60年3月までの請求期間及び平成元年4月から平成7年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年*月から昭和60年3月まで
② 平成元年4月から平成7年12月まで

私は、両親に勧められたことから、30歳のときに国民年金の加入手続を行い、昭和55年*月分から、市役所内の信用金庫で毎月国民年金保険料を納付した。その後、経済的な事情が重なり、請求期間②の後には、国民年金保険料を納付することが困難になってしまった。

平成8年頃に、社会保険事務所(当時)で納付記録の確認を行ったところ、約16年間は国民年金保険料が納付済みで、受給資格期間を満たすためには、あと9年分の国民年金保険料を納付する必要があると言われたのに、今は、4年間のみ納付済みとなっている。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者に係る国民年金被保険者の資格取得処理日、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日及び処理日から、昭和60年4月頃に払い出されたと推認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、30歳の時(昭和55年)に加入手続を行い、昭和55年*月分から毎月国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない上、加入手続時点では、請求期間①のうち昭和55年*月から昭和57年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、平成8年頃に社会保険事務所で自身の年金記録について、約16年間の国民年金保険料が納付済みであることを確認したことから、請求期間②の終期については、国民年金保険料を納付し始めたとする昭和55年*月を起点として、約16年後の平成7年12月とした旨主張しているが、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は昭和60年4月頃に行われていることが推認でき、同時点から請求期間②の終期までは11年に満たないことから、請求者の主

張と符合しない上、オンライン記録においても、請求者の納付記録が取り消された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600649号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600199号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。賞与の支給が確認できる給与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成21年12月31日に解散し、平成23年9月16日に清算終了となっていることが確認できる上、同社の元代表取締役から回答が得られなかったことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、同社において賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨陳述しているところ、当該代表清算人から提出された請求期間における請求者の賃金に係る資料によると、請求者は請求期間に半期インセンティブを支給されていないことが確認できる上、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できる平成17年2月25日の給与振込額は、同代表清算人から提出された当該資料の振込金額と一致しており、当該預金通帳の写しにおいて、平成17年2月に平成17年2月25日以外の給与振込額は確認できない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。